

「5年水張りルール」について

令和8年度までに、過去5年間水稲の作付けが行われていない水田は、
令和9年度から水田活用の直接支払い交付金の対象外となります。

つまり、交付対象水田を継続するための水稲作付、水張りが

実施できるのはR7年度とR8年度で最後になります。

(具体例)

ほ場	R4	R5	R6	R7	R8	R9	備考
水田 A	麦	麦	麦	麦	麦	麦	R9 から対象外
水田 B	ねぎ	ねぎ	水稲	野菜	ねぎ	ねぎ	R12 から対象外
水田 C	大豆	そば	麦	大豆	水張り+大豆	大豆	R14 から対象外

水稲作付が基本ですが、以下の①②を両方満たせば水稲作付と同様の扱いとすることができます。

- ① たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること。
- ② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること。

交付対象水田を継続するには、具体的に何をしたらいいの？



- ① 「たん水管理作業計画水田一覧表」を入水する2週間前までに農業振興課へ提出する。
※市のホームページから印刷または営農計画書受領会で配布できるように準備する予定です。
- ② 対象ほ場にて1か月以上のたん水管理を行ってください。
たん水期間中、市職員が現地確認を実施します。※立ち合い不要。
- ③ 入水し満水の状態の写真を1枚、1か月後以降に満水の状態(止水)の写真を1枚撮影して写真(計2枚)を農業振興課に提出してください。
※市ホームページにある撮影日、ほ場の所在がわかる用紙をフレームインして撮影してください。
- ④ たん水管理をおこなったほ場に作物を作ったあと、収量が低下していないか、ご自身で作業日誌等に記録しておいてください。※場合により、作業記録等を確認する可能性があるため作業日誌は5年間保管をお願いいたします。

問い合わせ先

深谷市農業再生協議会(深谷市役所 農業振興課)

電話:048-577-3298

FAX:048-578-7614